

# 非上場株式の評価額が高くなる？

令和8年4月30日

国税庁が非上場株式の評価方法の見直しに着手し、令和8年4月16日に第一回目の「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」が開催された。年内に議論を進め、令和9年度税制改正で調整する予定である。相続税は相続時の財産の「時価」に基づき税額を計算する。非上場株式は市場に流通していないので、現金や上場株式と異なり時価の算定が難しい。現行の評価方法は①類似の上場企業の株価と比べる「類似業種比準方式」②会社の純資産に基づく「純資産価額方式」の二種類。原則として会社規模が大きければ①小さければ②、中間の規模であれば①と②を併用する。ただ、①の評価と②の評価では最大4倍の差があることが問題になっている。（会計検査院の下記図参照）なお、少数株主の評価は原則配当還元方式が用いられる。

評価方式次第で評価額は4倍変わる

	類似業種比準方式 上場株を参考に算定し、評価額を下げることができる	併用方式 会社の規模に応じて他2方式の組み合わせで算定	純資産価額方式 会社の資産などで算定
大会社	原則適用		選択可能
中会社		原則適用	選択可能
小会社		選択可能	原則適用
	評価額が 低くなる傾向		評価額が 高くなる傾向

約4倍の差

この評価方法に従いながらも、資産の入れ替えや配当、決算期変更等様々な手法を組み合わせ評価額を極端に下げる例も見受けられ、その点も今回の見直しへ拍車をかけた面もある。有識者会議では、規模の大きな会社の評価額が上がる方向で議論が進むようである。DCF法による評価を念頭に置いているようだ。会議では関連団体からの意見も取り上げられている。

- ・ 継続企業である中小企業にとって、成長に必要な安定的基盤を次世代へ承継することが必要不可欠であることを踏まえて、評価をすべき。
- ・ 企業価値を高めるほど株価が高くなり、結果として税負担が不相当に増大する可能性があるなど、円滑な承継を阻害している。
- ・ 純資産価額方式は企業の清算を前提とした評価方法であり、継続企業を評価する方法として相応しくない。
- ・ 純資産価額方式による評価額は過大である。等々

私はこちらの方が的を射ると思う。昨年にも述べたが、非上場株式は換金性に乏しく、立派な会社ほど評価額が異常に高額になり、相続税負担が事業承継の大きな阻害要因になっている。ルール改正により税負担が増す納税者も出てくるので、事業承継への配慮が不可欠である。現在の事業承継税制は適用要件が厳しい。評価方法を見直すなら事業承継税制の見直しが必須である。事業承継税制をもっと使いやすくして経済活動を停滞させない工夫が大切である。

